（中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部改正）

第十八条　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第五項中「第五条の四」を「第五条の五」に、「第四十二条第一項、第四十二条の二」を「第四十二条」に改め、同条第六項中「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に改める。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正）

第十九条　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第五項中「第五条の四」を「第五条の四第一項及び第二項、第五条の五」に、「第四十二条第一項、第四十二条の二」を「第四十二条」に改め、同条第六項中「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に改め、「従事する者」と」の下に「、「同項に」とあるのは「次項に」と」を加える。

（林業労働力の確保の促進に関する法律の一部改正）

第二十条　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「第五条の四」を「第五条の四第一項及び第二項、第五条の五」に、「第四十二条第一項、第四十二条の二」を「第四十二条」に改め、「従事する者」と」の下に「、「同項に」とあるのは「次項に」と」を加える。

（次世代育成支援対策推進法の一部改正）

第二十一条　次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第五項中「第五条の四」を「第五条の四第一項及び第二項、第五条の五」に、「第四十二条第一項、第四十二条の二」を「第四十二条」に改め、同条第六項中「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に改め、「従事する者」と」の下に「、「同項に」とあるのは「次項に」と」を加える。

（地域再生法の一部改正）

第二十二条　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二十八第三項中「第五条の四」を「第五条の四第一項及び第二項、第五条の五」に、「第四十二条第一項、第四十二条の二」を「第四十二条」に改め、同条第四項中「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に改める。

（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律の一部改正）

第二十三条　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「認定職業訓練又は公共職業訓練等（雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等）を「認定職業訓練等（認定職業訓練、国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）並びに雇用保険法第十五条第三項の政令で定める訓練又は講習」に改める。

第十一条第二号を次のように改める。

二　認定職業訓練等

（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部改正）

第二十四条　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条第五項中「第五条の四」を「第五条の四第一項及び第二項、第五条の五」に、「第四十二条第一項、第四十二条の二」を「第四十二条」に改め、同条第六項中「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に改め、「従事する者」と」の下に「、「同項に」とあるのは「次項に」と」を加える。

（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正）

第二十五条　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「第四条第九項」を「第四条第十項」に、「第五条の五から第五条の七まで」を「第五条の四第一項及び第三項、第五条の六から第五条の八まで」に、「第五条の五第一項第三号」を「第五条の四第一項及び第三項、第五条の六第一項第三号」に改める。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部改正）

第二十六条　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条を次のように改める。

第十一条　削除

（厚生労働省設置法の一部改正）

第二十七条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五十五号中「募集」の下に「、募集情報等提供事業」を加える。

（政令への委任）

第二十八条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　後藤　茂之

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第十三号

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律（昭和三十五年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

21　前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、四千二百五億五千七百二十四万円の範囲内において、出資することができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第十四号

二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法

（目的等）

第一条　この法律は、令和七年に開催される二千二十五年日本国際博覧会に関し、国際博覧会条約第十二条の規定に基づく政府代表の設置及びその任務、給与等について定めることを目的とする。